

<平成25年10月1日発行>

平成25年度(第64回)全国労働衛生週間

平成25年10月1日～7日(準備月間:9月1日～30日)

[スローガン] 健康管理 進める 広げる 職場から

昭和25年の第1回目以降、今年で第64回目を迎える全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して、労働者の健康を確保することを目的に毎年実施されています。また本年度は、平成29年度までの5か年を計画期間とする「第12次労働災害防止計画」の初年度でもあり、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策など、重点的な健康確保・職業性疾病対策の具体的な数値目標が設定され、各対策の目標の達成をはじめとした一層の健康確保対策等の推進に向け、労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保していくことが求められています。

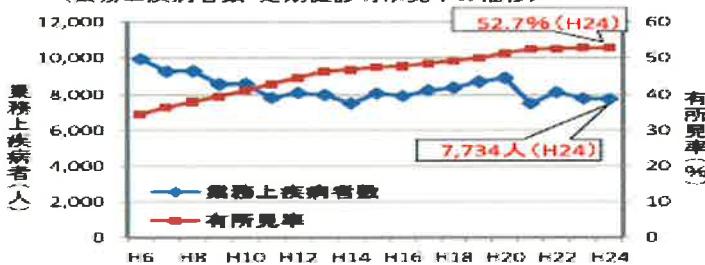
主な取組事項・支援体制

職場の健康診断実施 強化月間

健康診断の実施は事業者の義務です。
9月を「職場の健康診断実施 強化月間」として、
健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく保健指導など、労働者の健康管理を進めてください。

労働衛生の現状

(業務上疾病者数・定期健診有所見率の推移)



*各年度の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告などに関する統計結果を公表しています。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei12/index.html>

メンタルヘルス対策支援センター

メンタルヘルス対策に関する事業者の取組を支援するために、都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設置しています。
<http://www.prefektu.go.jp/yobo/mental/tabcid/114/Default.aspx>

こころの耳

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。
<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

携帯サイト
(QRコード)

第12次労働災害防止計画

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年～29年の5年間を対象とする「第12次労働災害防止計画」を4月にスタートさせました。

全体目標として、平成29年までに、労働災害による死者数、死傷者数（休業4日以上）とも15%（平成24年比）以上減少させることを掲げました。

また、「重点とする健康確保・職業性疾病対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に期間中の目標を設定しています。

本年度の労働衛生週間は、「健康管理 進める 広げる 職場から」をスローガンとし、10月1日(火)～7日(月)を本週間、9月1日(日)～30日(月)を準備月間として、スローガンの各職場への掲示、安全衛生面での職場点検の強化や労働衛生意識の高揚、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図る様々な取組が展開されます。

産業保健推進センター・地域産業保健センター

- 産業保健推進センター
産業医などの産業保健スタッフへの専門的相談、研修などを実施しています。
- 地域産業保健センター
労働者数が50人未満の小規模事業場で働く人などを対象に、健診相談の実施などの産業保健サービスを提供しています。

受動喫煙防止対策に関する支援事業

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。今年度から助成金制度を拡充しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jiayousva/kitsuenbaishi/>

第8次粉じん障害防止総合対策

今年度から平成29年度までの5年間、第8次粉じん障害防止総合対策を推進します。

腰痛予防対策

休業4日以上の職業性疾病のうち、6割を占める職場での腰痛。社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、今年度から指針を改定し、適用範囲を福祉・医療分野などに広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法を加えました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuishishin.html>

熱中症予防対策の推進

9月も気温が高いことが予想されるため、通知（5月21日）に基づいた、職場での熱中症対策を推進してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/h25necchuuusyou.html>

職場における化学物質管理について

化学物質を取り扱う事業場では、基本情報であるSDS（安全データシート）入手し、活用することが必要です。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei03.html>

全国労働衛生週間(10/1~7)・準備月間(9/1~30)中の様々な取組み

◎「平成25年度健康増進普及月間」(9月中)『1に運動 2に食事 しつかり禁煙 最後にクスリ～健康寿命の延伸～』

生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など個人の生活習慣の改善の重要性についての国民ひとり一人の理解を深めさらにその健康づくりの実践を促進するため、毎年9月1日～30日の1か月間を「健康増進普及月間」とし、食生活改善普及運動と連携して、厚生労働省、全国の都道府県・政令市・特別区・市町村及び関係団体で、「1に運動 2に食事 しつかり禁煙 最後にクスリ～健康寿命の延伸～」を統一標語に健康増進普及月間が展開されます。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kenkou_zoushin25.html

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/seikatsu/seikatusyuukan.html

◎「健康づくり大キャンペーン」(9月中)

本年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」で、戦略市場創造プランの柱の一つとして、『国民の「健康寿命」の延伸』がテーマとして掲げられました。国民の健康寿命の延伸を図ることで、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、結果として社会保障制度を持続可能なものとするためには特定健診やがん検診等の各種健診・検診制度による生活習慣病等をはじめとした疾病の予防・早期発見を図ること等が重要であり、「日本再興戦略」のロードマップにおいても「健診受診率の向上」が目標として掲げられています。また、今年度から開始した健康日本21(第2次)やがん対策推進基本計画等においても受診率に関する具体的な数値目標を定めていることから、その達成を目指し、今年9月の健康増進普及月間にー 1.『いきいき健康大使』を任命 2.厚生労働大臣を本部長とし、省内横断的に検討するための『健康づくり推進本部』を設置ーすることなどを基本に、健診・検診受診率の向上等を目的とした「健康づくり大キャンペーン」が実施されることになりました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000014009.html>

◎「職場の健康診断実施強化月間」(9月中)

本年9月の健康増進普及月間に展開される「健康づくり大キャンペーン」の一環として、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、本年度は、全国労働衛生週間準備期間にあわせて9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、集中的・重点的な指導を行うよう、厚生労働省は各都道府県労働局長に通達しました(平25・8・9基安発0809第3号)。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T130813K0010.pdf>

◎首都圏4労働局による「Safe Work」をキャッチフレーズとした取組の推進(9月～10月)

首都圏 埼玉・千葉・東京・神奈川

首都圏の4つの労働局が合同で「Safe Work」をキャッチフレーズとした取組を展開します！

労働災害が急増しています！

埼玉・千葉・東京・神奈川の4つの労働局における平成24年の労働災害は27,296件と784件増加し、前年に比べ大きく増加しました。これは、全国における労働災害の増加数1,618件のうちの5割近くを占めています。



「Safe Work」をキャッチフレーズに労働災害防止に取り組みます！

労働災害の増加を踏まえ、埼玉・千葉・東京・神奈川の4つの労働局では、専用の「Safe Work」ロゴマークを策定し、平成25年度を初年度とする5年間の第12次労働災害防止計画におけるキャッチフレーズとして各種取組を展開します。

ロゴマークは、「労働災害防止活動の推進」、「事業場内外の安全意識の高揚」などを目的とする場合には自由にご活用いただけますので、「Safe Work」をキャッチフレーズとした労働災害防止に取り組みましょう。



埼玉労働局・千葉労働局・東京労働局・神奈川労働局

神奈川・東京・埼玉・千葉の4労働局は、平成25年度を初年度とする第12次労働災害防止計画(5ヶ年計画)に基づく取組みを協力して推進し、近時、増加傾向にある労働災害に歯止めをかけるべく、4労働局・連携の「Safe Work」をキャッチフレーズとするロゴマークを定め、10月1日からスタートする全国労働衛生週間、9月・1ヶ月の準備月間中の各種取組みを通じ、ロゴマークを用いた労働災害防止気運の向上を図ることとしました。ロゴマークは「労働災害

どなたでも使えます！

「Safe Work KANAGAWA」をキャッチフレーズに労働災害防止活動に取り組みましょう！



ロゴマークのみ



企業独自の辨識を入れて下さい(色は任意です)。

「第12次労働災害防止推進計画」実施中！

○×労働基準監督署・神奈川労働局



労働災害防止活動の推進

神奈川内安全意識の高揚

△○×□ 岩槻支店・安全管理協力会

○×労働基準監督署・神奈川労働局

ロゴマーク使用例2(事業運営使用例)

※「Safe Work」は、「労働災害を防止し安全・安心な環境を実現する」との意志を示すもので、直通の専門会員であるILD(国际労働機関)においても使用されているフレーズです。また、「K」の文字は、安全確保のための指導並びに呼称する人物を指すものとしています。

※背景のマークは「未来への架け橋」をイメージしてデザインしたものであり、配色は神奈川県の県章にも使用されている青色(愛称:かながわブルー)としています。

神奈川労働局では、平成25年度を初年度とする「第12次労働災害防止推進計画」に基づき、「Safe Work KANAGAWA」をキャッチフレーズとする官民一体となった取組を推進しています。

「Safe Work KANAGAWA」ロゴマークは、「労働災害防止活動の推進」、「事業場内外の安全意識の高揚」などを目的とする場合には、各団体、企業、個人が自由にご活用いただけます。

「Safe Work KANAGAWA」ロゴマークや関連資料は、神奈川労働局ホームページ(※)から無償でダウンロードできますので、使用方法をご確認の上、ご活用ください。

※ 神奈川労働局ホームページ <http://kanagawa-roudouyoku.ssite.mhlw.go.jp/> トップページにあります「Safe Work KANAGAWA」ロゴマークをクリック！



厚生労働省・神奈川労働局・各労働基準監督署

防止活動の推進「事業場内外の安全意識の高揚」などを目的とする活動等の際に自由に活用して良いもので、「Safe Work」をキャッチフレーズに「官民一体」となった取組みを推進していくこととされています。

神奈川・東京・埼玉・千葉の4労働局の記者発表資料や関連資料は、神奈川労働局HPの以下のURLから確認できます。http://kanagawa-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/saiboukeikaku.html

“1,2-ジクロロプロパン”を特定化学物質として規制～労働安全衛生法施行令 ・有機溶剤中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則等の改正

胆管がん事案の原因物質の1つとして考えられる“1,2-ジクロロプロパン”について、労働者の健康障害防止に関するリスク評価の結果に基づき、発がんのおそれのある物質として特定化学物質障害予防規則の措置対象物質に追加する等を内容とする労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令・省令案要綱について、労働政策審議会(会長:樋口 美雄 慶應義塾大学 商学部長)、7月30日、同審議会・安全衛生分科会(分科会長:土橋 律 東京大学大学院 工学系研究科 教授)は7月30日、「妥当」との答申を行いました。

政・省令の改正は8月13日に公布され(政令第234号、省令第96号)、今年10月1日から施行されます。

[改正 政・省令案のポイント]

労働安全衛生法施行令及び 特定化学物質障害予防規則等の改正案の概要

改正の趣旨

胆管がん事案の原因物質の一つとして考えられる1,2-ジクロロプロパンについて、国が行う「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価」を行ったところ、リスクが高く規制が必要であるとの結論となったことから、必要な改正を行うものである。

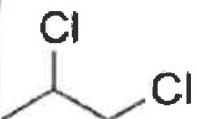
改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

| 1,2-ジクロロプロパン | |
|--------------|--|
| 政令 | ◆名称等を表示すべき有害物として追加 ◆健康診断を行うべき有害な業務に追加 ◆健康管理手帳を交付する業務に追加 ◆特定化学物質(第2類物質)に追加 ♪作業主任者の選任の義務付け、作業環境測定の実施の義務付け 特殊健康診断の実施の義務付け 等 |
| 特化則 | ◆物質の類型として「エチルベンゼン等」に指定 ♪容器の使用、貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、洗浄設備の設置、 緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け、特殊健康診断の実施等の義務付け ◆作業主任者は有機溶剤作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆洗浄・拭拭の業務について、局部排気装置の設置等の措置を義務付け ◆特別管理物質に追加 ♪作業記録等の3年保存等の義務付け 等 |
| 安衛則 | ◆健康管理手帳の交付要件に、当該業務に3年以上従事した経験を有することを規定 等 |

有害性・性状・用途

| 主な有害性 | 性状 | 用途の例 |
|---|--|--|
| 1,2-ジクロロプロパン 発がん性:長期間にわたる高濃度ばく露により胆管がん発症につながる蓋然性が高い その他:中枢神経抑制、眼と気道の刺激性、溶血性貧血、肝臓及び腎臓の障害 | 特徴的な臭気のある無色の液体。(沸点96°C、蒸気圧27.9kPa(20°C)) | CAS No. 78-87-5 金属用洗浄剤、印刷用洗浄剤、他の製剤の原料・中間体及び中間体含有物 |



1,2-ジクロロプロパンが特定化学物質へ ～過去に業務従事していた労働者も健康管理が必要です～

労働安全衛生法施行令等が改正され、1,2-ジクロロプロパンが特定化学物質に追加されました。洗浄・拭き業務に従事する労働者等に対し、健康障害防止措置を講ずる必要があります。

1,2-ジクロロプロパンとは

- オゾン層破壊物質の代替品として、主に1990年代中ごろから2012年ごろまでに販売されたインク洗浄剤に含まれています（有害性は、裏面参照）。
- 洗浄・拭き業務を行わせる場合は、次のような措置を講じなければなりません。

作業主任者の選任

- 局所排気装置等の設置
- 作業環境測定
- 作業場への掲示
- 作業の記録

特化則第27条（平成26年10月から）

特化則第38条の8（平成26年10月から）

特化則第36条、第36条の5（平成26年10月から）

特化則第38条の3（平成25年10月から）

特化則第38条の4（平成25年10月から）

健康診断

特化則第39条～第42条、別表第3～第5（平成25年10月から）

- 対象：1,2-ジクロロプロパン洗浄・拭き業務に ①常時従事する労働者、②常時従事させていたことがあり現に雇用している労働者
- 方法：6月以内ごとに1回、定期に、規定の項目について実施
- 保存：健康診断結果個人票（様式第2号）による（30年間）
- 通知：健康診断の結果を労働者に通知
- 提出：所轄労働基準監督署長に、特定化学物質健康診断結果報告書（様式第3号）を提出
※ 有機溶剤に1,2-ジクロロプロパンを混合し、その合計が5%を超える場合は、混合有機溶剤としての健康診断も必要です。

1,2-ジクロロプロパンの特殊健康診断のポイント

- 1%を超えて含まれている製品を用いて、洗浄・拭き業務に常時従事していた労働者が対象です。
- 検査は問診と血液検査が中心です。急性中毒だけではなく、吸い込んで何年も経ってから発症する*胆管がんなどの検査を含みます。
* 高濃度ばく露を長期間にわたり続けると、胆管がん発症の可能性があるとされています。
- 特殊健康診断は、一般定期健康診断とは異なり、労働者数50人未満でも健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出してください。

健康管理手帳

安衛則第53条（安衛法第67条）

このうち、3年以上の従事経験などの要件を満たす方については、離職後も健康管理を行っていただく必要があります。離職時に、都道府県労働局で健康管理手帳の交付を受けてください。